

～井戸を使用されている方の下水道使用水量の算定～

町内で井戸を使用されている方の下水道の使用水量は下記のとおり算定しています。

1ヶ月当たりの認定水量

井戸のみ	使用人数が4人までの場合	16 m ³
	使用人数が5人以上の場合	16 m ³ + (◇人 - 4人) × 4 m ³
水道との併用	使用人数が4人までの場合	水道の使用水量 + 8 m ³
	使用人数が5人以上の場合	水道の使用水量 + 8 m ³ + (◇人 - 4人) × 2 m ³

◇には使用する人数を入れて計算します。

(例1)

使用人数3人で水道を使用しないで井戸のみ使用の場合

16 m³ (下水道使用料 1, 793 円)

(例2)

使用人数5人で水道を使用しない井戸のみ使用の場合

16 m³ + (5人 - 4人) × 4 m³ = 20 m³ (下水道使用料 2, 365 円)

(例3)

使用人数3人で1ヶ月20 m³の水道を使用されて井戸を併用で使用されている場合

20 m³ + 8 m³ = 28 m³ (下水道使用料 3, 861 円)

(例4)

使用人数6人で1ヶ月25 m³の水道を使用されて井戸を併用で使用されている場合

25 m³ + 8 m³ + (6人 - 4人) × 2 m³ = 37 m³ (下水道使用料 5, 929 円)

※料金は消費税込みの金額です。(10%)

◆ 参考 ◆

○猪名川町下水道条例より抜粋

(汚水排除量の算定)

第18条 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量の決定は規則で定める基準により町長が認定する。

○猪名川町下水道条例施行規則より抜粋

(汚水排除量の認定)

第11条 条例18条第2号に規定する水道水以外の水を使用した場合の使用水量の認定基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 家事のみに使用される水道水以外の水は、1世帯4人まで1月16立方メートル、ただし、1人増すごとに4立方メートルを加算する。
- (2) 前号の水道水以外の水が水道と併用されているものは、前号により算出した量の2分の1をもつて水道水以外の汚水の排除量とみなす。